平成２１年（再イ）第１５８号
埼玉県所沢市金山町12番14ー201号　ワイズユウラク所沢
再生債務者　畠山　幸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第９号
山梨県上野原市上野原1705番地35
再生債務者　佐藤　　昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２１年（再イ）第４８号
三重県松阪市垣鼻町1223番地22　コーポマスイ７号
再生債務者　中村　誓希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日　　津地方裁判所松阪支部

平成２０年（再イ）第３６０号
京都市南区久世築山町８番地１
再生債務者　平等　龍也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第５号
京都市北区中川北山町58番地
再生債務者　石岡　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第１９３号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町255番地６
再生債務者　伊藤めい子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第２９３号
京都府八幡市美濃山井ノ元74番地
再生債務者　吉川　友晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第２９９号
京都市右京区太秦井戸ケ尻町４番地５
再生債務者　長岡　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２１年（再イ）第１５９号
大阪府岸和田市南町24番31号
再生債務者　下村　靖子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１６号
大阪府岸和田市吉井町３丁目19番４号
再生債務者　砥綿　初広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２０年（再イ）第１１号
和歌山県岩出市吉田252番地の23
再生債務者　沼田　富祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再イ）第４５号
愛媛県松山市南江戸２丁目15番33号
再生債務者　栗山　晶子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日　　松山地方裁判所

平成２１年（再イ）第４８号
愛媛県松山市西垣生町171番地７
再生債務者　兼口　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日　　松山地方裁判所

平成２１年（再イ）第９７号
熊本市白山２丁目４番19号　ウェルス新水前寺903
再生債務者　片岡　郁子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第４５号
宮崎県延岡市北川町川内名10630番地４
再生債務者　橋本　達夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月15日　宮崎地方裁判所延岡支部

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人統計センター在宅勤務規程（統計センター規程第31号）を制定したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第58条第１項の規定に基づき、次のとおり要旨を公表する。
なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http：//www.nstac.go.jp）により公表する。
平成 22 年２月 26 日
独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀
1　制定の要旨　統計センターの職員の在宅勤務について、勤務時間等に関する特例その他必要な事項を定めることを目的として制定した。
2　施行年月日　平成22年２月17日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第９号
平成12年１月21日都市基盤整備公団茨城地域支社公告平成11年度第３号で公告した、河川工事の開始公告における「工事の区域又は区間」を次のとおり変更するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第４項の規定に基づき公告する。
平成 22 年２月 26 日
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
支社長　水野　政之